

答申第295号

平成18年2月8日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成16年10月1日付けで諮問された県立高等学校教諭の研修状況に係る調査文書一部非公開の件（諮問第314号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の県立高等学校の教員の研修状況の調査結果に関する文書のうち、不服申立ての対象となった情報を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の県立高等学校（以下「本件高校」という。）の教員の研修状況の調査結果に関する文書（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県教育委員会が、平成16年9月10日付けで一部非公開とした処分のうち、次に掲げる事項を除く部分の公開を求める、というものである。

ア 調査の対象となった教員（以下「本件教員」という。）の年齢

イ 本件教員の住所が特定される事項

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書は、教育公務員特例法第20条第2項に基づく、職務専念義務免除による県立高等学校教員の研修に関し、本件高校の校長（以下「本件校長」という。）及び教頭（以下「本件教頭」という。）が行った尾行、張込み等を目的とした公的出張等の記録である。したがって、本件行政文書は、地方公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に当たる。

イ 本件校長及び本件教頭の行為は、公的出張等として、出張旅費、日当及び給料日額を支給されて行った行為である。さらに、本件高校の事務職員（以下「本件事務職員」という。）の言動も、公務として、勤務時間中、本件校長の職務命令に従ったものにすぎない。

ウ 本件校長及び本件教頭は、学校という組織体を代表する一機関であり、本件校長及び本件教頭に係る行為は個人的なものではない。

エ 本件行政文書の内容は、学校要覧、神奈川県職員録等と照合することにより、容易に判明するものである。

3 実施機関（教育局教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件行政文書は、本件高校の教員の研修状況の調査結果に関する文書である。

（２）一部非公開部分について

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第５条第１号該当性について

（ア）条例第５条第１号本文該当性について

a 本件教員、本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第５条第１号本文に該当する。

b 本件高校名及び本件高校名が特定される事項については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため同号本文に該当する。

（イ）条例第５条第１号ただし書該当性について

a 本件教員、本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名並びに本件高校名並びに本件高校名が特定される事項は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、条例第５条第１号ただし書ア又はエのいずれにも該当しない。

b 条例第５条第１号ただし書ウ該当性について

本件高校名及び本件高校名が特定される事項については、本件校長及び本件教頭の職務の遂行に関して記載されたものであるため、条例第５条第１号ただし書ウに該当し、公開とも考えられる。

しかしながら、本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、本件教員の研修日等が既に公開されていることから、本件高校の当該研修日における研修計画あるいは研修報告が公開請求により公

開された場合、当該研修計画あるいは研修報告に記載された教員の氏名から、本件教員が識別される情報であると認められるため、非公開と判断したものである。

c 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

(a) 本件行政文書は、本件教員に対する懲戒処分の適否、軽重等を判断するための調査の結果に関する文書であるので、本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに係る情報であり、公務員の職務の遂行に係る情報とは認められない。このような情報は、慣行として公にされておらず、また公にすることが予定されている情報とも認められないので、本件教員の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当しない。

(b) 本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名については、本件教員の管理監督者及び本件高校の事務職員としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、神奈川県職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当し、公開されるものとも考えられる。

しかしながら、本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、当時の神奈川県職員録を参照することにより、本件高校名が特定されるので、本件教員が識別される情報であると認められるため、非公開と判断したものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観

点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された本件教員、本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

(ウ) 本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、本件教員の研修日等が既に公開されていることから、本件高校の当該研修日における研修計画又は研修報告が公開請求により公開された場合、当該研修計画又は研修報告に記載された教員の氏名から、本件教員が識別されると認められる。

したがって、本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(イ)及び(ウ)に掲げる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 本件行政文書は、本件教員に対する懲戒処分の適否、軽重等を判断するために本件教員が虚偽の研修報告を行ったかどうかの真偽

等を確認することを目的として行った調査の結果に関する文書である。したがって、本件教員の氏名は、本件教員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務の遂行に関して記載されたものとは認められない。このような情報は、慣行として公にされておらず、また公にすることが予定されている情報とは認められないので、本件教員の氏名は、条例第5条第1号ただし書イに該当しないと判断する。

b 本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、本件教員の管理監督者又は本件高校の事務職員としての職務の遂行に関して記載されたものであり、公務員の職務の遂行に関する職員の氏名は、神奈川県職員録等により公にされていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、本件校長及び本件教頭の職務の遂行に関して記載されたものであるため、条例第5条第1号ただし書ウに該当すると判断する。

(3) 条例第6条第2項該当性について

ア 条例第6条第2項は、「公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」と規定している。

イ 本件高校名及び本件高校名が特定される事項は、前記(2)ア(ウ)において判断したように、本件教員が識別される情報であると認められる。

また、本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、当時の神奈川県職員録を参照することにより、本件高校名が特定されるので、本件教員が識別される情報であると認められる。

したがって、本件高校名並びに本件高校名が特定される事項並びに本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名から、本件教員が識別される情報を除くことができないことから、条例第6条第2項の規定により、非公開情報が記録されている部分を除いて、公開することができないため、本件高校名並びに本件高校名が特定される事項並びに本件校長、本件教頭及び本件事務職員の氏名は、非公開とすることが妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------|--|
| 平成16年10月4日 | 諮問書を受理 |
| 10月6日 | 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求 |
| 11月24日 | 実施機関から非公開等理由説明書を受理 |
| 11月26日 | 不服申立人に非公開等理由説明書を送付 |
| 12月3日 | 不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理 |
| 平成17年10月11日 (第49回部会) | 審議 |
| 11月2日 (第50回部会) | 審議 |
| 11月16日 | 指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取 |
| 12月26日 (第51回部会) | 審議 |
| 平成18年1月17日 (第52回部会) | 審議 |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|---------|-----------------------|--------------------------|
| 金 子 正 史 | 同 志 社 大 学 教 授 | 会 長 職 務 代 理 者 |
| 沢 藤 達 夫 | 弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会) | |
| 鈴 木 敏 子 | 横 浜 国 立 大 学 教 授 | 部 会 員 |
| 竹 森 裕 子 | 弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会) | |
| 玉 卷 弘 光 | 東 海 大 学 教 授 | 部 会 員 |
| 千 葉 準 一 | 首 都 大 学 東 京 教 授 | |
| 堀 部 政 男 | 中 央 大 学 教 授 | 会 長 (部 会 長 を 兼 ね る) |

(平成18年2月8日現在)(五十音順)